北海道科学大学学生の懲戒に関する取扱内規

(目 的)

第1条 この内規は、北海道科学大学学則第64条により、北海道科学大学(以下「本学」という。) に在籍する学生に対して懲戒をおこなおうとするとき、公正かつ円滑に実施するために必要な 事項を定めることを目的とする。

(報告)

- **第2条** 教職員は、学生が懲戒に該当する事案があると認めたとき、事件・事故発生報告書(様式1)に関係書類を添え、学生支援センター長を経て学長へ提出するものとする。
- 2 学生支援センター長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を確認するものとする。

(審 査)

- 第3条 学長は、前条により事実あることを確認し、北海道科学大学学則第64条に定める懲戒に該当すると認めたときは、教授会の議を経てこれを決定する。ただし、懲戒の種別が退学に至らない場合は専決し、教授会に事後報告することができるものとする。
- 2 懲戒処分に至らないと判断した事案であっても、指導上の措置として、将来を戒める事実上 の行為(学部長等による厳重注意)をすることができる。

(処分書の交付)

第4条 前条により懲戒が決定したときは、懲戒処分書を交付するものとする。

(公 示)

第5条 懲戒をおこなったときは、原則として学内に公示するものとする。

(記 録)

第6条 懲戒に関する概要は、学籍簿に記録するものとする。

(指 導)

- **第7条** クラス担任・指導教員は、必要に応じ当該学生に対して指導をおこなわなければならない。
- 2 前項の指導をおこなったときは、指導結果報告書(様式2)を学生支援センター長を経て学 長へ提出するものとする。

(解 除)

第8条 学長は、懲戒の解除が適当と認めたときは、教授会の議を経て決定する。ただし、停学の解除の場合は専決し、教授会に事後報告することができるものとする。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この内規は、昭和53年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成11年9月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
 - この内規の改正に伴い、「北海道科学大学短期大学部学生の懲戒に関する規程」は廃止する。
- 1 この内規の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、2022年4月1日から施行する。

様式1

事件・事故発生報告書

 年
 月
 日

 報告者
 印

件 名									
発生日時		年	月	日()	時	分頃		
発生場所									
学生氏名						(年	月	日生)
学生番号	_			ク	ラス担任				
現住所			官用	話番号	()	_			
保証人氏名			司	話番号	()	_			
保証人住所									
(概要)									

様式2

北海道科学大学長 殿

職名	
氏 名	印

指導結果報告書

下記のとおり指導しましたので、報告いたします。

記

学生番号	_	_	_	_		氏	名				
懲戒の種類		譴責		停	学	(年	月	日から)	
指 導 期 間		左	Ę	月		日	~		年	月	日
指導概要											
指導所見											
特記事項											